

消防機器早わかり講座

可搬消防ポンプ積載車

技術基準 [消防ポンプ自動車の安全基準](#)（平成 19 年 3 月、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成 19 年 5 月 14 日消防消第 80 号））



可搬消防ポンプ積載車

1 概要

可搬消防ポンプ積載車とは、小型トラックの荷台に可搬消防ポンプを積載し、当該ポンプに固定配管等を接続して「消防ポンプ自動車」に類似した形にしたものをいいます。



2 主な装備の概要

可搬消防ポンプ積載車の主な装備は、次の通りです。

(1) 可搬消防ポンプ

「可搬消防ポンプ」というのは、[動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令](#) 第 2 条第 3 号に定められているとおり、「ポンプが車両を使用しないで人力により搬送され、又は、人力により牽引される車両若しくは自動車の車台に取り外しができるように取り付けられて搬送される動力消防ポンプ」をいいます。可搬消防ポンプは、自主表示対象機械器具等として、総務大臣に届出した型式のものが使用されます。可搬消防ポンプ積載車においては、自動運転機能付きを使用されることが一般的です。なお、当該ポンプは、着脱可能です。

(2) 消防用吸管

消防用吸管は、自主表示対象機械器具等として、総務大臣に届出した型式のものが使用されます。

(3) 吸水配管

消防用吸管は、車両側面等に設置されますが、車輛側面から可搬消防ポンプの吸水口までの配管を指します。

(4) 放水配管

装備されている可搬消防ポンプの放水口から車両側面等までの配管を指します。

なお、車両側面等から先は、一般的に消防用ホース、消防用ノズルが取り付けられます。

(5) 操作装置

可搬消防ポンプ自体に操作機構はありますが、車両側面でポンプ運転や停止、放水や吸水を行えるよう講じた装置のことをいいます。

認証区分	品質評価
根拠条文	消防法第21条の36
制度の概要	協会が依頼者（製造者）から依頼を受けた機械器具等について、契約に基づき、依頼者から指定された基準等に適合していること等を協会が検査し、適合している旨を表示する。（法的拘束力なし）

<表示>

○ 試験番号

安全基準に適合していることを検定協会が試験により確認し、協会から付与される番号です。〇〇〇Cr-〇という形式で表示されています。

<試験番号の振り方について>

〇〇〇Cr-〇
① ② ③

①依頼者（製造事業者など）が設定するアルファベット2～3文字の記号

②可搬消防ポンプ積載車を表す固定の記号

③装置による型式の区分を示す記号

例) 固定配管…Ⅰ、水槽装置付…Ⅱ、動力昇降装置付ホースカー積載装置付…Ⅲ
その他…*（必要に応じ、番号を追加）



型式適合評価合格の表示（刻印）
（大きさ:L=12mm）

○ 型式適合評価合格の表示

日本消防検定協会では、依頼者（製造者）から依頼を受けた型式適合評価において、安全基準に適合している場合、上図のような合格の表示を刻印により表示します。